



年金・国保・市税

年金

国民年金

☎ 国保・年金課 ☎ 754-6395

国民年金に加入する方

国民年金は、すべての国民共通の基礎年金を支給する制度です。

種別	対象	保険料	手続き
第1号被保険者	日本国内に住所のある、20歳以上60歳未満で、第2号被保険者や第3号被保険者に該当しない方	<ul style="list-style-type: none"> 月額1万6,520円(令和5年度) 将来、増額の年金を受けたい方は、希望で付加年金に加入できます(月額400円) 6カ月分または1年分など一定期間をまとめて前納すると割引になります 保険料は自分で納めます 	国保・年金課へ届け出てください
第2号被保険者	厚生年金に加入している方(65歳以上で受給権が発生している場合は除く)	厚生年金の保険料として納めています	個人で手続きをする必要はありません。勤務先で手続きをします
第3号被保険者	20歳以上60歳未満で、第2号被保険者に扶養されている配偶者	保険料を納める必要はありません	配偶者の勤務先へ届け出てください
国民年金基金制度	国民年金基金は、第1号被保険者に対しての上積みの年金で、希望により加入できます ※詳しくは大阪府国民年金基金事務局(☎0120-65-4192)へお問い合わせください。		

任意加入被保険者(希望により加入できる方)

対象	保険料	手続き
<ul style="list-style-type: none"> 日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方、または老齢基礎年金の受給資格を満たしていない65歳以上70歳未満の方 日本国籍があり、海外に住んでいる20歳以上65歳未満の方、または老齢基礎年金の受給資格を満たしていない65歳以上70歳未満の方(厚生年金・共済組合加入者およびその被扶養配偶者で、第3号被保険者を除く) 	第1号被保険者と同様に保険料を払います	国保・年金課へ届け出てください

第1号被保険者の保険料の納め方(保険料は国(年金事務所)へ直接納めることになります)

種類	内容	手続き
口座振替	金融機関の口座から自動振替によって納付する方法です	<ul style="list-style-type: none"> ご希望の方は金融機関の窓口へお申し出ください 年金手帳、通帳、その通帳の届け出印をお持ちください
クレジットカード	事前にお申し込みいただき、以後、継続的にクレジットカード会社が日本年金機構に立替納付を行う方法です(クレジットカードを提示され直接納付いただく方法ではありません)	ご希望の方は住所地を管轄する年金事務所または、国保・年金課へお申し出ください
納付書	日本年金機構から送付される納付書によって、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア(一部を除く)などで納付する方法です	手続きは必要ありません
電子決済	日本年金機構から送付される納付書によって、スマートフォンアプリを使用した電子決済で納付する方法です	手続きは必要ありません

保険料の免除等の種類

対象	保険料	手続き
全額免除 一部免除 納付猶予制度 学生納付特例	<ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者で収入が少なく納付が困難な方は、全額免除・一部免除・納付猶予制度・学生納付特例の該当するいずれかの申請をしてください 翌年度は再度申請が必要です(継続申請該当者は再申請不要です)。全額免除および一部免除の方と納付猶予制度・学生納付特例の方では審査基準が違います 	<ul style="list-style-type: none"> ご希望の方は、国保・年金課へ届け出てください 必要書類については事前にお問い合わせください
法定免除	次のいずれかに該当したときには、該当している旨の届け出をください。その期間の保険料が免除されます <ul style="list-style-type: none"> 国民年金障害等級表の2級以上に該当する、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金などを受けているとき 生活保護法による生活扶助を受けているとき 厚生労働大臣が指定する施設(ハンセン病療養所、国立保養所など)に入所しているとき 	国保・年金課へ届け出てください
産前産後	産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、国民年金第1号被保険者が出産された際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です	<ul style="list-style-type: none"> ご希望の方は、国保・年金課へ届け出てください 必要書類については事前にお問い合わせください

※免除および納付猶予、学生納付特例期間は年金の受給資格期間として計算されます。また、10年以内ならば保険料を納めることができます(保険料の追納制度)。

国民年金の給付の種類

種類	対象	金額(令和5年度の年額)
老齢基礎年金	保険料を納めた期間(免除期間も含みます)が、原則として10年以上ある加入者(被保険者)が65歳になったときに支給	受給開始までに納付した月数によって決定されます
障害基礎年金	加入者(被保険者)が病気やけがで障がい者になったときに一定の条件を満たしている方に支給 ※20歳前の障がいの方にも、20歳になったときから支給(ただし、本人の所得による支給制限があります)。	1級99万3,750円(昭和31年4月1日以前に生まれた方:99万750円) 2級79万5,000円(昭和31年4月1日以前に生まれた方:79万2,600円) ※子どもがいる場合は金額が加算されます
遺族基礎年金	死亡した加入者(被保険者)によって、生計を維持されていた※子どもがいる妻、または※子どもに支給	79万5,000円(昭和31年4月1日以前に生まれた方:79万2,600円) ※子どもがいる場合は金額が加算されます
寡婦年金	第1号被保険者として保険料を納めた期間が、25年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合、その夫に生計を維持され、10年以上婚姻関係があった妻に、60歳~65歳の間支給	夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の4分の3
死亡一時金	第1号被保険者として、3年以上保険料を納めた方が、年金を受けずに死亡したとき、その遺族に支給	保険料納付済期間に応じて、12万円から32万円(一時金として支給) 付加保険料を納めた月数が36月以上ある場合は、8,500円が加算されます
老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた方に支給 ※一定の所得がある方やほかの公的年金を受給している方は、支給が全部または一部停止されます。	40万6,100円

※「子ども」とは、18歳に達する日以降の最初の年度末(3月31日)までの間にある未婚の子または、20歳未満で国民年金の障害等級1級または2級に該当する未婚の子をいいます。

厚生年金

豊中年金事務所 ☎06-6848-6831

厚生年金保険は、勤務先の事業所を管轄している年金事務所にお問い合わせください。厚生年金・国民年金は年金事務所が記録しています。



国民健康保険

☎ 国保・年金課 ☎ 754-6253

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険に加入していない方等を対象とした医療保険です。市内に住民登録がある方で、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に入っている方と生活保護を受けている方以外は、必ず加入しなければなりません。

資格に関する届け出

	こんなとき	届け出に必要なもの
入るとき	転入したとき	印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険資格喪失証明書
	被扶養者からはずれたとき	印鑑、健康保険資格喪失証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
やめるとき	転出するとき	印鑑、保険証
	職場の健康保険に入ったとき	印鑑、国保と職場の健康保険の両方の保険証(加入を証明するもの)
	被扶養者になったとき	印鑑、保険証、死亡を証明するもの
	被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
	生活保護を受け始めたとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書

	こんなとき	届け出に必要なもの
その他	市内で住所が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	印鑑、保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、保険証、在学証明書
	保険証をなくしたとき	印鑑、本人であることを証明するもの

※届け出に必要なものについては、上記以外のものが必要になる場合があります。

個人番号(マイナンバー)について

届け出の際には、個人番号の記入が必要です。個人番号が分かるもの(個人番号カードまたは通知カードなど)および本人確認できるもの(免許証など)をご持参ください。

国民健康保険料

保険料の計算方法	<p>年間保険料は、次の(1)、(2)、(3)を合計した額です。保険料は6月に、納付額通知書でお知らせします</p> <p>(1)所得割額(所得に応じて)前年中の所得金額を基に算定します</p> <p>(2)均等割額(保険に加入される人数に応じて) (3)平等割額(一世帯当たり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間保険料最高限度額 年間保険料は、医療分、支援金分と介護分でそれぞれ年間上限額が定められています 他市区町村から転入した場合 前年中の所得金額が不明であるため、保険料算定のための所得申告書を提出していただきます。所得金額が不明な場合には、市が前住所地へ問い合わせます 世帯に変動があった場合 子どもが生まれて被保険者が増えた場合や、ほかの健康保険に加入、またはほかの健康保険をやめて国民健康保険に加入される世帯員があった場合などにも保険料が変更されます。この場合などにも、改めて納付額通知書を発行します
保険料の納付義務者	<p>納付義務者は、その世帯の世帯主</p> <p>※世帯主は国民健康保険に加入していなくても、国民健康保険料の納付義務者となる場合があります。</p>
保険料の納め方	<p>年間保険料を6月～翌年3月の10回に分けて納めていただきます</p> <p>納期限は毎月月末です(月末が休日の場合は翌営業日、12月は28日で休日の場合は前営業日)</p> <p>納付書による納付…納期限までに金融機関、コンビニ、スマートフォンアプリで納めてください</p> <p>口座振替による納付…指定の金融機関(ゆうちょ銀行を含む)口座からの自動振替により納めていただきます</p> <p>※「口座振替」による納付をお願いします。</p> <p>特別徴収(年金からの天引き)…次の(1)～(3)のすべてにあてはまる世帯は原則として特別徴収(年金からの天引き)により納めていただきます</p> <p>(1)世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること</p> <p>(2)世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満であること</p> <p>(3)特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、介護保険料と国民健康保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超えないこと</p> <p>※年度内に75歳になる方は特別徴収になりません。</p> <p>※口座振替に変更もできます。希望される方は指定の金融機関で口座振替手続きを済ませてから、印鑑と口座振替依頼書の控えを持って国保健康保険窓口で届け出をしてください。</p>

※保険料の納め方についての問い合わせおよび保険料の納付が遅れているときや、納期限までに納めることができないときには、国保・年金課にご相談ください。



保険料の軽減と減免

低所得者世帯に対する保険料軽減	保険料の負担を軽減する措置として、前年所得が国の定めた基準以下の世帯に対して保険料の減額をしています
未就学児に対する保険料軽減	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、未就学児(6歳に達する以後の最初の3月31日以前である被保険者)に係る均等額の2分の1を減額します。また、低所得者世帯に対する軽減(7割・5割・2割軽減)の対象の未就学児の場合は、当該軽減後の均等割額をさらに2分の1に減額します。
非自発的失業者の方の保険料軽減	「倒産・解雇などによる離職」や「雇い止めなどによる離職」をした方の国民健康保険料が軽減されます。軽減は前年の給与所得をその3割とみなして計算します。軽減を受けるには届け出が必要です。 軽減される期間＝軽減期間は離職日の翌日から翌年度末まで(雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります)。期間中は再就職しても軽減の対象となります。 対象＝65歳未満(離職時点での年齢)で、倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者＝離職理由コード11・12・21・22・31・32)または雇い止めなどによる離職(特定理由離職者＝離職理由コード23・33・34)として雇用保険の失業給付を受ける方 申し込み＝雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知、印鑑、国民健康保険被保険者証を持って国民健康保険窓口で届け出をしてください。
保険料の減免	次のような場合には保険料の減額が適用になる場合があります <ul style="list-style-type: none"> ・災害(天災、人為的災害)で居住する住宅に著しい被害を受けた場合 ・施設に拘禁された場合 ・失業および事業の休止・廃止などで所得が減少したときで保険料の納付が困難な場合

保険の各種給付

種類	事由	給付の内容
医療費	医療機関などで被保険者証を提示して治療を受けたとき	自己負担割合 義務教育就学前……………2割 義務教育就学後70歳未満 ……3割 70歳以上 ………………2割(※) ※一定以上の所得のある世帯の方は3割となります。 70歳になる時に、被保険者証とは別に自己負担割合を記載した「高齢受給者証」を交付しますので、医療機関の窓口には必ず提示してください。
療養費	やむを得ない理由で被保険者証を使わないで診察や治療を受けたとき、治療用装具(コルセットなど)を作ったときなど	一定の基準に応じて医療費の一部を支給
高額療養費	医療機関などに支払った自己負担金が高額になったとき	医療費の自己負担金在一定額を超えたとき、その超えた額を支給
高額医療・高額介護合算制度	医療費と介護サービス費の自己負担金が高額になったとき	医療費と介護サービス費の自己負担金を合算して一定額を超えたとき、その超えた額を支給
移送費	医師の指示で転院したり、急病などで入院する場合に寝台車などを使用したとき	一定の基準に応じた金額を支給
入院時食事療養費	入院したときの食事代	標準負担額(食事の自己負担額)を除いた金額を支給 ※住民税非課税世帯などの方には、減額制度があります。
出産育児一時金	加入者が出産したとき	1児につき50万円を支給 ただし、産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産した場合は48万8千円
葬祭費	加入者が亡くなったとき	葬祭を行った方に5万円を支給
精神・結核医療給付金	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、障害者自立支援法、精神保健および精神障害者福祉に関する法律に基づく一定の医療を受けたとき	一定の基準に応じて医療費の一部を支給(原則として医療機関などの窓口での負担はありません)

市税

市税の種類と納め方

☎課税課 ☎754-6222～4 ☎754-5255

教育や福祉をはじめ、道路、公園など、私たちの暮らしを支えている市税には、次のような種類があります。

種類	納税者	納め方	納める時期	
市 民 税	個人	会社員など	給与支払者が給与から差し引いて納める	6月～翌年5月の各月
		年金受給者	年金機構などが年金から差し引いて納める	4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月
		個人事業主など	市が通知した税額によって納める	6月、8月、10月、翌年1月
	法人	会社など	会社などが計算して納める	事業年度終了の翌日から2カ月以内(延長法人は例外)
固定資産税 都市計画税	所有者	市が通知した税額によって納める	5月、7月、9月、12月	
軽自動車税 (環境性能割)	取得者	取得者が登録時に計算して納める	登録時	
軽自動車税 (種別割)	所有者	市が通知した税額によって納める	5月(全期分)	
市たばこ税	卸売販売業者など	卸売販売業者などが自分で計算して納める	売り渡した月の翌月末日まで	
入湯税	入湯客	温泉の経営者が入湯客から徴収して納める	1カ月分を翌月15日まで	

口座振替納付(自動払込)

☎納税課 ☎754-6225

市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の納付には、払い忘れのない口座振替が便利です。申込手続は、納税通知書・預貯金通帳・通帳届出の印鑑をお持ちのうえ、市の納税取扱金融機関の本・支店や全国のゆうちょ銀行、郵便局でお申し込みください(金融機関に口座振替依頼書がない場合は、お送りしますので納税課にご連絡ください)。

納める場所と取扱期間

☎納税課 ☎754-6225

市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の納付書には地方税統一QRコード(eL-QR)が付いています。全国のeL-QR対応金融機関、eL-QR対応のスマートフォン決済アプリ、地方税お支払サイト(クレジットカード、インターネットバンキングなど)で納付できます。また、バーコード付きの納付書であれば、コンビニエンスストアでも納付できます。詳しくは、納税通知書の「納税方法・場所」に記載されています。取扱期間は、納税通知書到達日から納付書に記載の納期限(取扱期限または指定期限)までです。

市税の減免

☎課税課 ☎754-6222～4 ☎754-5255

災害にあったとき、生活扶助を受けるとき、環境にやさしい軽自動車を購入したときなどには、その状況に応じて市税の減免を受けられる場合がありますので、課税課にご相談ください。なお、該当する場合は、申請手続が必要です。

災害を受けたとき

市・府民税(個人)、固定資産税・都市計画税

生活扶助を受けているとき

市・府民税(個人)、軽自動車税(種別割)、固定資産税・都市計画税

一定の障がいのある方が、軽自動車などを所有したとき

軽自動車税(種別割)

低公害(電気など)の軽自動車などを購入したとき

軽自動車税(種別割)

市税の証明書など

課税課 ☎754-6222~4
納税課 ☎754-6225

市税の課税証明書などの交付を請求するときや固定資産課税台帳を閲覧したいときは課税課、納税証明書の交付を請求するときは納税課に申請してください。

請求できる方

- ・本人(相続人、納税管理人なども含まれます)
 - ・本人の委任状、代理人選任届または同意書をお持ちの方
 - ・配偶者および生計を一にする親族で、本人から依頼があったと認められる方
 - ・法人の場合は、代表権を有する方または委任状、代理人選任届、同意書のいずれかをお持ちの方
- ※固定資産課税台帳の閲覧や評価・公租公課証明書の交付については、借地人や借家人などの方も、関係する固定資産について請求することができます(賃貸借契約書などをお持ちいただくこととなります)。
- ※いずれも請求者本人であることを確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)の提示が必要です。
- ※納税義務者が法人の場合は代表者印の押印が必要です。
- ※縦覧期間中(毎年4月1日から当該年度の最初の納期限の日まで。土・日曜日、祝日を除く)の縦覧・閲覧は無料です。
- ※軽自動車税(種別割)の継続検査(車検)用の納税証明書は無料です。

手数料

税の種類	証明書・閲覧の種類	手数料
市・府民税 (個人)	所得証明書 課税証明書 非課税証明書 納税証明書	1通につき 300円
固定資産税 都市計画税	公租公課証明書 評価証明書	土地1筆目、建物 1棟目は各300円 1筆(棟)増えるごとに各150円加算
	固定資産課税台帳の閲覧 納税証明書	1年度につき 300円
軽自動車税 (種別割) 市民税(法人) その他	納税証明書	1年度 1税目につき 300円

国税や府税

豊能税務署 ☎751-2441
(自動音声でご案内します)
豊能府税事務所 ☎752-4111

所得税や相続税、消費税など国税に関しては豊能税務署、事業税や自動車税など府税に関しては豊能府税事務所にお問い合わせください。



市税の滞納と延滞金について

納税課 ☎754-6225

納期限に税金を完納されない場合は、地方税法の規定により、納期限の翌日から納付日までの期間に応じ延滞金が加算されます。
納期限を過ぎると、督促状の送付や納付催告を行い、それでも納付がない場合、財産調査のうえ差し押さえなどの滞納処分を行います。

納税相談

納税課 ☎754-6225

病気や災害、失業などやむを得ない理由で納付できないときなどの納税相談を行っています。生活状況などを聞かせていただいたうえで、分割納付や一定期間納税を猶予するなどの方法がありますので相談にお越しください。

